

首都圏中央連絡自動車道 久喜白岡JCT～坂東IC間舗装工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 20-2	建設副産物の活用等について、廃プラスチックの再資源化施設について記載がありません。また、建設汚泥の処理については後日協議とのことですが、廃プラスチックについては触れられていません。運搬費も含め、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	特記仕様書25-20に示すとおりです。
2	特記仕様書 25-17	セメントミルク注入工について、セメントミルクの種類について記載がありません(早強、普通等)。種類をご教示願います。	特記仕様書25-17-3を参照のうえ、貴社の施工計画に基づきお考えください。
3	試験舗装	定置プラント出荷における試験舗装については明記されておりませんが、試験舗装するのでしょうか。又試験舗装する場合は施工箇所ではなく別箇所での施工の場合は明示願います。	舗装施工管理要領Ⅱ1-3に示すとおり、試験舗装を実施する必要があります。 また、試験舗装の実施箇所については、舗装施工管理要領Ⅱ1-3に示すとおり、施工箇所(本線上)とお考えください。なお、本線外の実施となる場合は、別途協議事項とします。
4	固定規制	固定規制の単位が一式になっています。詳細(規制期間、外部標識の巡回警備の有無等)について、ご教示願います。	契約参考図書に示す内容に関する質問は受付けておりませんので、お答えできません。